

# 「第2次小山市子どもの貧困撲滅5か年計画」概要版

## 1 計画の背景

近年、我が国では子どもの貧困に関する関心が高まっており、平成26(2014)年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、また、同年に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、基本的な方針、子どもの貧困に関する指標、指標の改善に向けた重点施策が示されました。

平成27(2015)年度に実施された国民生活基礎調査によると、貧困線に満たない所得しか得ていない人の割合である相対的貧困率は15.6%、国民のおよそ6人に1人が貧困状態にあり、社会的問題となっています。全ての子どもが、自分の将来に希望が持てる社会の実現をめざして、貧困の連鎖を断ち、一人ひとりが健やかに生きる力を身に付けられるよう支援し、社会全体で貧困対策に取り組み、実行していく必要があります。

このようなことから、本市においても、第1次計画から引き続き「第2次小山市子どもの貧困撲滅5か年計画」を策定し、実効性のある取り組みを進めてまいります。

## 2 計画の期間

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。

## 3 本市における貧困の状況

### (1) 要保護・準要保護の状況

要保護・準要保護の状況を見ると、要保護の受給者割合が減少傾向を示しているのに対して、準要保護の受給者割合は増加傾向※となっており、平成25(2013)年から平成30(2018)年で1.9%増加しています。

【小山市の要保護・準要保護の受給者数】

区分		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
① 要 保 護	小学校	55(0.4)	59(0.4)	46(0.3)	47(0.3)	39(0.3)	31(0.3)
	中学校	27(0.2)	36(0.3)	36(0.3)	27(0.2)	24(0.2)	17(0.1)
	計	<b>82(0.6)</b>	<b>95(0.7)</b>	<b>82(0.6)</b>	<b>74(0.5)</b>	<b>63(0.5)</b>	<b>48(0.4)</b>
② 準 要 保 護	小学校	320(2.3)	328(2.4)	333(2.4)	345(2.6)	365(2.7)	474(3.5)
	中学校	204(1.5)	207(1.5)	225(1.7)	221(1.6)	234(1.7)	295(2.2)
	計	<b>524(3.8)</b>	<b>535(3.9)</b>	<b>558(4.1)</b>	<b>566(4.2)</b>	<b>599(4.4)</b>	<b>769(5.7)</b>

※ ( ) 内については、小・中・義務教育学校の全児童生徒数を分母に算出した割合(%)になります。

① 生活保護を受給している世帯の児童

② 生活保護に準ずる程度に生活が困窮し、就学の支援が必要であると教育委員会が認定した世帯の児童

### (2) 児童扶養手当の状況

児童扶養手当の受給者数の状況を見ると、緩やかに減少傾向にあり、平成30(2018)年では1,175人となっています。

【児童扶養手当受給者数】

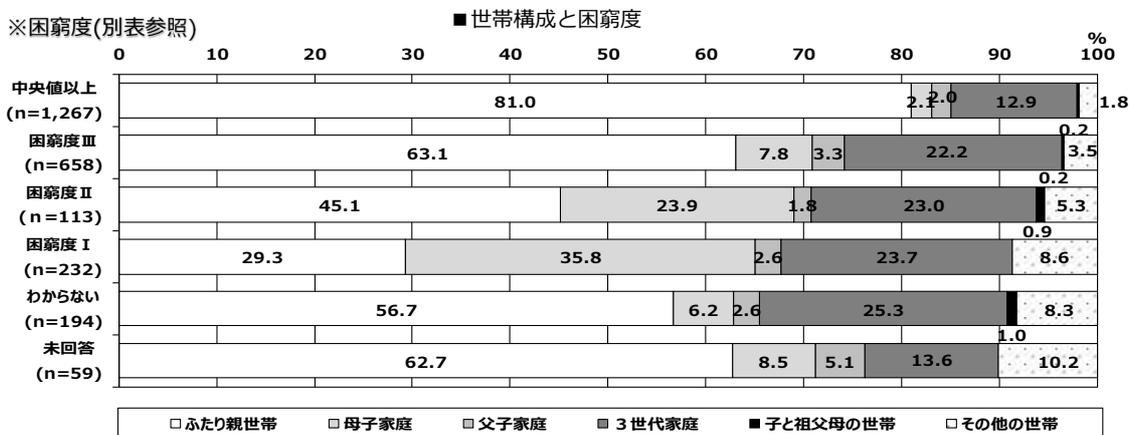
区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
父子家庭	52	57	64	65	57	54
母子家庭	1,217	1,178	1,178	1,193	1,160	1,112
その他	4	3	3	4	6	9
合計	<b>1,273</b>	<b>1,238</b>	<b>1,245</b>	<b>1,262</b>	<b>1,223</b>	<b>1,175</b>

## 4 子どもの生活実態調査の概要(平成 30(2018)年度実施)

- (1) 調査対象：市内小学 5 年(義務教育学校 5 年)及び中学 2 年(義務教育学校 8 年)とその保護者  
 (2) 回収状況：子ども 2,527 件 (回収率 83.0%) 保護者 2,523 件 (回収率 82.9%)

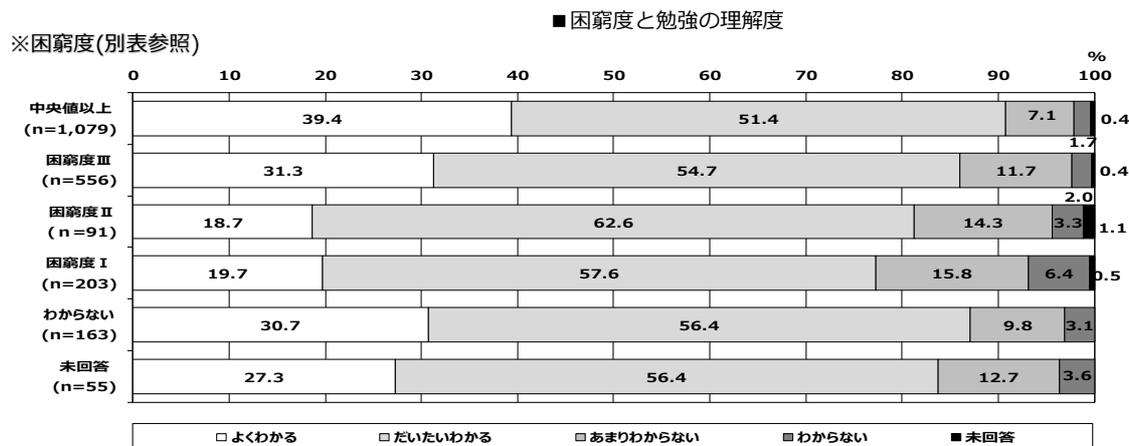
### (1)世帯構成と貧困度の相関関係

中央値以上の 8 割以上が「ふたり親世帯」であり、困窮度が高くなるにつれて、「ふたり親世帯」の割合が減っています。また、困窮度 I、困窮度 II は「母子家庭」の割合が多くなっています。



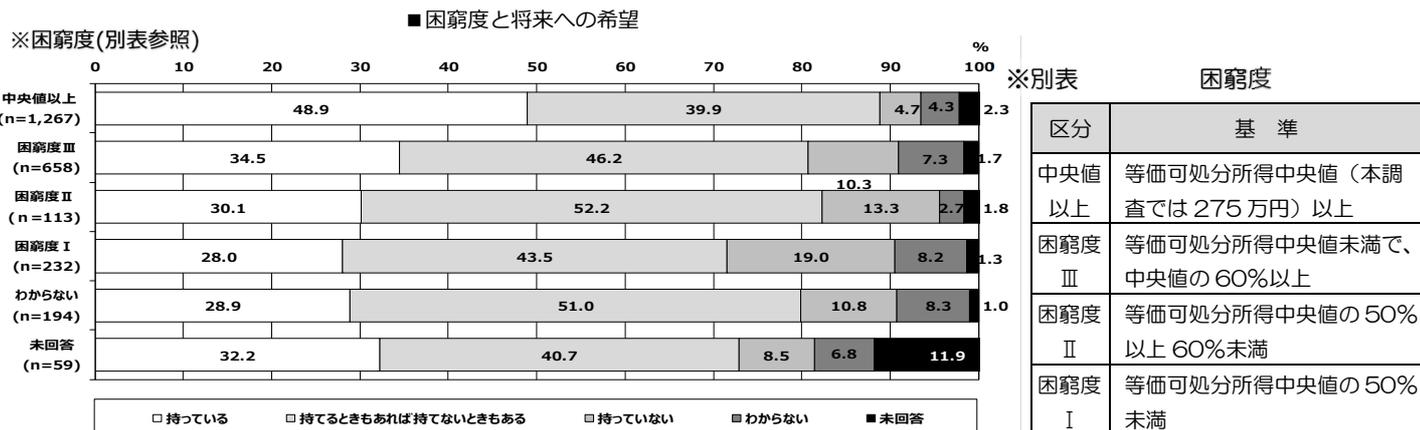
### (2)困窮度別にみた、勉強の理解度

困窮度が高くなるにしたがって勉強の理解度は減っており、中央値以上で「あまりわからない」、「わからない」はあわせると 8.8%であったのに対し、困窮度 I では 22.2%となっており、2 倍以上の差が出ています。



### (3)困窮度と将来への希望の相関関係

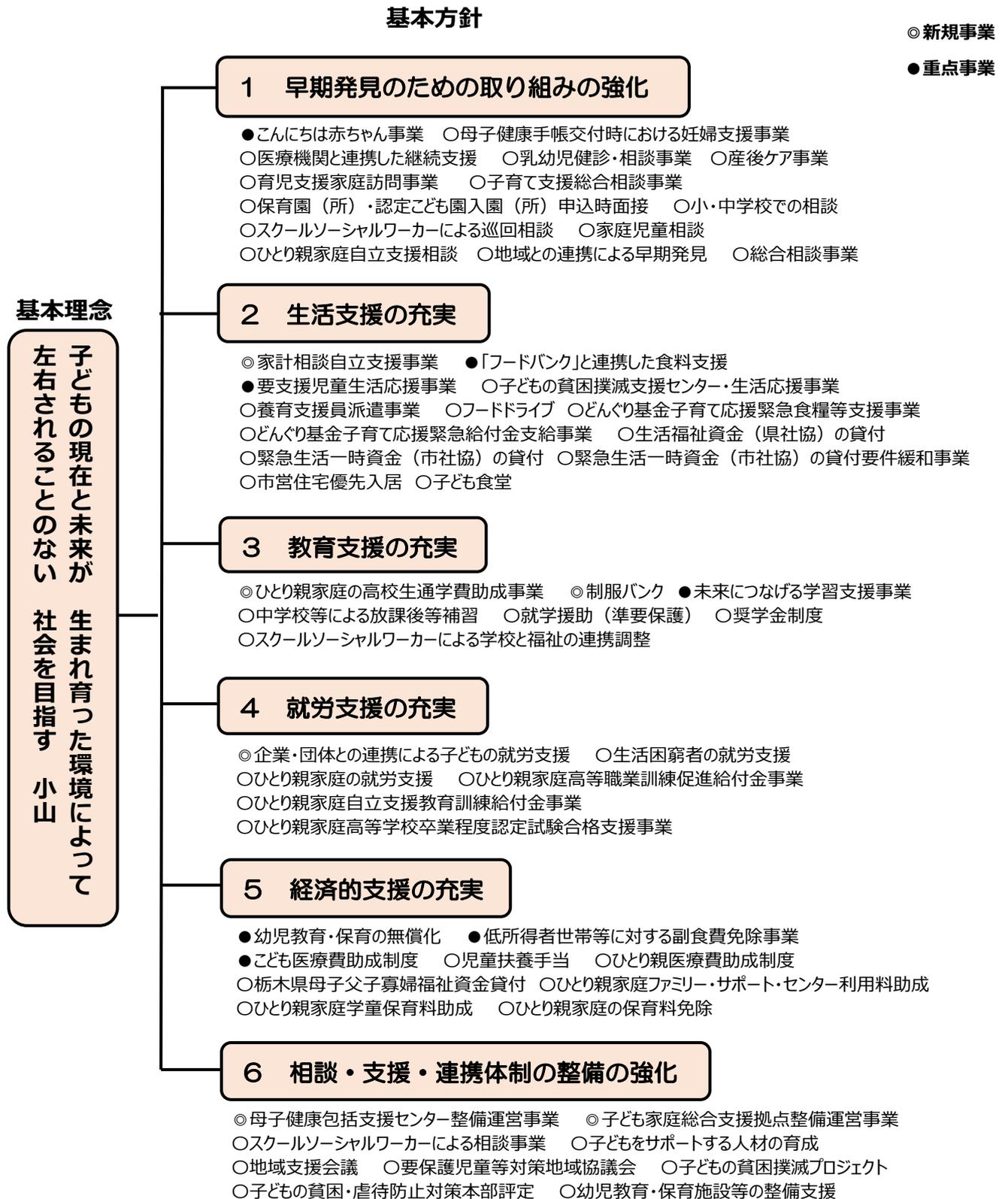
中央値以上は約半数の人が「持っている」と回答していますが、困窮度が上がるに従い、「持っている」と回答した人の割合は減っています。



(4)困窮度を図る指標

	子どもの生活実態調査（小山市）	国民生活基礎調査（全国の世帯及び世帯員）
相対的貧困率	世帯の所得が、調査結果全体の等価可処分所得の中央値の半分に満たない世帯の割合。 <b>10.2%</b>	その国の文化水準、生活水準と比較して困窮した状態を指し、世帯の所得が、その国の等価可処分所得の中央値の半分に満たない世帯の割合。 <b>15.6%</b> [H27(2015)年]

5 計画の基本理念と体系



## 6 主な事業（抜粋）

1 早期発見のための取り組みの強化	スクールソーシャルワーカーによる巡回相談
スクールソーシャルワーカーが学校を定期的に巡回するほか、公民館・出張所での「子育て家庭生活相談」の開催、訪問、子育て包括支援課での窓口・電話相談等により貧困等の問題の早期発見・早期対応に結びつけます。	
3 教育支援の充実	ひとり親家庭の高校生通学費助成事業
ひとり親家庭の高校生の保護者を対象に通学定期券購入費の一部を助成することで、経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境作りの推進を目的に実施します。	
5 経済的支援の充実	低所得者世帯等に対する副食費免除事業
低所得者世帯（360万円未満相当）及び扶養している18歳未満の子から数えて第3子以降の幼稚園・認定こども園・保育園（所）に通う児童について、副食費の免除・補助を行います。	

## 7 子どもの貧困対策に関する指標（抜粋）

大綱の柱	分類	指標	小山市		国(参考)
			直近値	目標(2024)	直近値
教育の支援	就学等の状況	生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率	13.6%	減少	4.1%
		ひとり親家庭の子どもの就園率(幼稚園・保育園(所)・認定こども園)	90.8%	93.7%	81.7%
生活の支援	生活の状況	ひとり親世帯の滞納経験(電気)	14.1%	減少	14.8%
		ひとり親世帯の滞納経験(ガス)			17.2%
		ひとり親世帯の滞納経験(水道)			13.8%
		ひとり親世帯の困窮体験(食料)	37.9%	減少	34.9%
		ひとり親世帯の困窮体験(衣服)	28.4%	減少	39.7%
保護者の就労支援	保護者の就労状況	母子世帯の親の就業率	96.6%	増加	80.8%
経済的支援	所得	相対的貧困率	10.2%	減少	15.6%
その他	子どもの生活実態調査	朝食を毎日食べている児童の割合	90.7%	100%	—
		困窮度Ⅰの世帯で勉強が分かる子の割合	77.3%	90.0%	—

※子どもの貧困対策に関する大綱に基づき定めた指標

## 8 計画の推進体制と進捗管理

子どもやその家庭における貧困、また貧困の連鎖を防いでいくためには、行政のみならず様々な主体との連携や協力体制の構築が重要となるため、学校・幼稚園・保育園（所）・認定こども園・地域・民生児童委員・NPO法人・ボランティア・事業所等、関係各所との協力関係を構築します。

### 第2次小山市子どもの貧困撲滅5か年計画<概要版>

発行：小山市 保健福祉部 子育て包括支援課

住所：〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号 電話：0285-22-9604 FAX：0285-22-9618

市ホームページ：http://www.city.oyama.tochigi.jp/